



北川 広人 議員

高浜市の現状の課題と 平成29年度の 取組みについて

問 庁舎解体は、石綿撤去を含め、その進捗は。

答 労働基準監督署と「石綿含有建築用仕上げ塗材からの石綿粉塵飛散防止用処理技術指針」に基づき、石綿撤去は近隣へ飛散しない工法で処理をする必要がある、敷地に環境測定器を据えて施工していく予定であるが、具体的な施工計画を作成するのに不測の日数を要している現状である。

問 市内学校プールに対する基本的な考え方と、今後どのように勤労青少年ホーム跡地に予定されるプールを使用していくのか。

答 高浜小学校での取組みをモデルとして、水泳指導の民間活用の効果を検証した上で、概ね2年間隔を想定して南中学校、高取小学校、港小学校の順で進めていきたい。

問 豊田町地区、小池町地区における工業用地創出事業の目標設定や効果を試算しているか。

答 豊田町地区は平成31年2月に造成工事完成を、小池町地区は同年3月に開発に向けた諸手続きの完了を目指している。その効果は、試算として、固定資産税で豊田町地区は年間約6,000万円から9,000万円。小池町地区では約9,000万円から1億3,000万円の収入を見込んでいる。また、新たな雇用の創出効果もある。

問 刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築について、その進捗とスケジュールは。

答 豊田会が、平成29年9月開催予定の圏域保険医療福祉推進会議に、移転に伴う病床整備計画を提出する必要があるため、5月の豊田会理事会での承認をいただく。覚書を取り交わし、その後、建設工事前に協定書を締結し、高浜市議会において予算議決をお願いする。

高浜市総合計画後期基本計画策定について

問 後期基本計画策定や第7次総合計画に向けて、誰がそれを進めていくのか。

答 市長就任以来、これまで高浜市の根っこづくりに取り組んできた。負託をいただければ、引き続き計画最終期の4年間で総仕上げを行い、次の計画・次代にしっかりと繋げていく。



内藤 とし子 議員

ボートピア 建設計画について

問 市内二池町にボートピア建設計画の同意申し入れがなされ、設置反対の署名が町内の半数以上集まったものの町内会長はその署名を受け取らず、事業者に送ったといわれた。その後、臨時総会を実施、建設同意の意思決定を諮ろうとしたものの、同件に反対する地区役員多数の前に総会は延期。1月9日に改めて臨時総会を開催し、投票の秘密が担保されないデタラメな投票によって「同意」を賛成多数で議決。競艇は、刑法で禁止されている賭博及び富くじ販売の特例として認められている公営ギャンブルの一つですが、法務省の見解が示すように、「勤労の美風を害するばかりでなく、副次的な犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与える恐れすらある」という内容をやら

せているもので、ギャンブル依存症を増やし、多重債務、犯罪等を誘発し、青少年の健全育成への影響を懸念する声が多く親から上がっている。だから半数以上の反対署名が集まったと考えるが、市はどう考えているのか。

答 内容が不正かどうか町内会の行うことですので、行政として意見を言うのは差し控える。

問 臨時総会を行った投票日の様子は、市長のところにもDVDが届けてあります。またマスコミでも不正まがいのことがあったと新聞に載りましたが、町内会の行うことだからと容認するのか。市長は同じ町内会の住民として見て見ぬふりをするのか。

答 町内会は任意団体ですので、市が意見を挟むことは控えたい。

問 敗者を作らなければ成り立たないギャンブルは、そこから得られる経済効果を期待することは不健全であり邪道である。ギャンブル依存症がもたらす生産性低下や経済的損失は7兆7千億円にのぼり、コストは経済損失の5倍だという数字も出ている。ボートピア設置について、同意しないよう求める。

答 この後、請願や陳情を審議してもらう特別委員会がある。市長が予断を持たせるような発言はできない。

へ影響を懸念する声が多く親から上がっている。だから半数以上の反対署名が集まったと考えるが、市はどう考えているのか。

答 内容が不正かどうか町内会の行うことですので、行政として意見を言うのは差し控える。

問 臨時総会を行った投票日の様子は、市長のところにもDVDが届けてあります。またマスコミでも不正まがいのことがあったと新聞に載りましたが、町内会の行うことだからと容認するのか。市長は同じ町内会の住民として見て見ぬふりをするのか。

答 町内会は任意団体ですので、市が意見を挟むことは控えたい。

問 敗者を作らなければ成り立たないギャンブルは、そこから得られる経済効果を期待することは不健全であり邪道である。ギャンブル依存症がもたらす生産性低下や経済的損失は7兆7千億円にのぼり、コストは経済損失の5倍だという数字も出ている。ボートピア設置について、同意しないよう求める。

答 この後、請願や陳情を審議してもらう特別委員会がある。市長が予断を持たせるような発言はできない。